

答申第 651 号

平成 29 年 9 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 12 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 6）（諮問第 731 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年9月15日付けメール、同月14日付けメール、同年8月17日付けメール、同日付け特定会議資料、同年7月29日付けメール、同日付け起案文書、同月27日付け起案文書及び同年8月8日から同年9月23日までの間に神奈川県産業労働局長に送付した記者発表資料等を特定し、同年8月17日付け特定会議資料の一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年9月15日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月14日付けメール（以下「乙文書」という。）、同年8月17日付けメール（以下「丙文書」という。）、同日付け特定会議資料（以下「丁文書」という。）、同年7月29日付けメール（以下「戊文書」という。）、同日付け起案文書（以下「己文書」という。）、同月27日付け起案文書（以下「庚文書」という。）及び同年8月8日から同年9月23日までの間に神奈川県産業労働局長（以下「産業労働局長」という。）に送付した記者発表資料等全36件（以下「辛文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、丁文書に記載された特定事務に関するスケジュール（以下「本件非公開情報」という。）について、公開することにより、県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第4号に該当する旨説明するが、次のとおりかかる説明には理由がない。

ア 本件非公開情報が記載された文書は「全体スケジュール」と題されたものであり、あくまで予定であって変更があり得るという趣旨が示されており、本件非公開情報が確定情報であるとは読み取れない。

イ 仮に確定情報と読み取られるとしても、当該スケジュールは特定事件の関係者と調整済みと推測される。

ウ 他のスケジュールについては公開されており、実施機関が説明する条例第5条第4号にいう支障のおそれは現実のものとなっていない。にもかかわらず、特定事務の抽象的な性質も説明しないことは、整合性が破綻しており、明らかに不自然かつ不合理である。

エ 本件非公開情報には、特定事件の関係者を蔑視する差別的表現が記載されているのではないかと強く懸念している。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(3) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由の摘示は不十分である。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求にあたり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であつ

ても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

エ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（産業労働局労働部産業人材課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報は、特定事件の関係者にも関係する県の特定事務に関するスケジュールであるところ、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなしえないものであるが、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取れるものである。そのため、本件非公開情報を公開した場合、特定事件の関係者に対し、県が当該特定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあり、当該特定事務の遂行に支障を生じるおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、本件非公開情報は、条例第5条第4号に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を

特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

イ 実施機関は、技術及び技能人材の育成に関すること、職業能力開発計画の策定に関すること、事業主等の行う職業訓練に係る認定、指導及び補助に関すること、職業訓練指導員の試験及び免許に関すること、技能検定及び技能照査に関すること、技能者の表彰に関すること、産業技術短期大学校、総合職業技術校及び障害者職業能力開発校に関すること並びに職業能力開発協会に関することを所管している。

ウ 実施機関が、本件行政文書のうち、甲文書、乙文書、丙文書及び丁文書を管理していたのは実施機関が所管する神奈川障害者職業能力開発校の施設管理の安全性を確保するという観点から、特定事件の対応を検討する特定会議に参加していたためであり、己文書及び庚文書を管理していたのは特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校の安全確保に関する通知を収受した実施機関が、当該内容を周知する目的で神奈川障害者職業能力開発校等に通知を発出したためであり、戊文書を管理していたのはこれらの通知を発出したことを産業労働局長に報告したためであり、辛文書を管理していたのは特定事件に関する県記者発表資料を産業労働局長に提供したためである。

エ 実施機関の所掌事務は前記イのとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務を所管しているものではなく、特定会議への参加も神奈川障害者職業能力開発校を所管していたことによるもので、実質的に当該施設の安全性を確保するための情報共有という観点から参加していたにすぎない。

また、神奈川障害者職業能力開発校の役割は、障害がある方で就労の意思がある方に職業訓練を行うとともに、企業への就職支援を行う施設であり、特定事件が発生した施設とはその役割が大きく異なるものである。

したがって、実施機関は、戊文書、己文書及び庚文書以外に特定事件を受けて、特に通知を発したという事実は存在せず、また、特定会議に参加するに当たって新たに文書を作成するといったこともないことから、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、解釈上、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとした文

書も存在しない。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分 of 適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送により行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち甲文書、乙文書、丙文書及び丁文書は、実施機関が参加した特定会議に係る文書であり、甲文書は特定会議への出欠通知であり、乙文書及び丙文書は特定会議の開催通知であり、丁文書は特定会議で配付された会議資料であることが認められる。

また、己文書及び庚文書は、特定事件の発生を受けて厚生労働省が発出した障害者職業能力開発校の安全確保に関する通知を踏まえ、実施機関が当該通知の内容を所管する神奈川障害者職業能力開発校等に周知するための起案文書であり、戊文書はかかる通知を発出したことを産業労働局長に報告したものであることが認められる。

さらに、辛文書は平成29年8月8日から同年9月23日までの間に産業労働局長に提供した記者発表資料等全36件であることが認められる。

(2) 条例第5条第4号該当性について

条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなしえないものであるが、その記載態様にかんがみると、当該スケジュール作成時にあつて、既に特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてはなしえない特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがあると認められることから、本件非公開情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、他のスケジュールは公開されているにもかかわらず、特定事務に関するスケジュールのみ非公開とされ、かつ、特定事務の抽象的な性質の説明がないことは明らかに不自然かつ不合理である旨等主張するが、当審査会が確認したところ、特定事務は、他に公開されている事務とはその性質を大きく異にするものであり、特定事務の内容に照らせば、その内容を抽象的にでも説明すると、他の情報と照合することにより、その内容が明らかとなると認められることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、その余の主張についても前記判断

を左右するものではないため、採用することはできない。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件非公開情報は、特定事務のスケジュールをその内容とするものであることから、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務の範囲に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はない

とする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(5) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、郵送により交付する際には定形外郵便より安価なレターパックライト等により交付すべきこと及び行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているところ、審査請求人が主張するとおり、本件処分における理由付記は、該当条項の引用に留まっているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定にあたり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 15 日	○ 諮問
7 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議
8 月 24 日 (第 167 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 9 月 6 日現在) (五十音順)